

1. 現行制度について

- 児童福祉法第34条の8の2の規定に基づき、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備及び運営に関して、事業に従事する者及びその員数については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（基準省令）に従い条例を定めることとされている。
- 基準省令において、事業者は、事業の支援単位ごとに、放課後児童支援員を2名以上置くこととされており、放課後児童支援員は、基準省令第10条第3項各号に定める基礎資格を有している者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならないと規定している。
- 現在、高等学校を卒業していない者については、放課後児童支援員となるための研修を受講する基礎資格がなく、放課後児童支援員になれない。

2. 提案内容・背景

- 放課後児童クラブで働く方の中には、中卒であり放課後児童支援員にはなれないが、経験豊富で評価の高い方も多く、中卒者にも基礎資格を拡大すべきである。（豊川市、半田市、出雲市からの提案）



3. 提案についての対応

- 提案内容を踏まえ、児童の生活及び遊びの場を提供する上で、優秀な人材を広く放課後児童支援員として登用する。
→ 基準省令を改正し、以下の者を新たに放課後児童支援員認定資格研修を受講できる者とし、放課後児童支援員になることができる途を開く。

5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

※ 改正後の基準省令は、2018（平成30）年4月1日施行予定。

【放課後児童クラブ関係に関わるものの抜粋】

5 都道府県から市町村への事務・権限の移譲等

(1) 児童福祉法

放課後児童支援員認定資格研修の実施の事務・権限については、平成31年度から指定都市も実施できるとし、平成30年度中に省令を改正する。

6 義務づけ・格付けの見直し等

(3) 児童福祉法

(iii) 放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数に係る「従うべき基準」については、子どもの安全性の確保等一定の質の担保をしつつ地域の実情等を踏まえた柔軟な対応ができるよう、参酌化することについて、地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(iv) 上記のほか、当該事業の実施については、以下のとおりとする。

- ・ 放課後児童支援員の員数については、登録児童数が少ない場合、地域の人口が少ない場合又は学校との連携が可能な場合等に対応できるように、地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- ・ 「放課後子ども総合プラン」に基づく、放課後子供教室と一体型の放課後児童クラブの実施については、地域の実情を踏まえた運用ができるよう、児童の数が20名未満の場合における人員配置の考え方を検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- ・ 放課後児童支援員の基礎資格等については、一定の実務経験があり、かつ、市町村長が適当と認められた者に対象を拡大することとし、平成29年度中に省令を改正する。

- ・ 子育て支援員研修（放課後児童コース）修了者が放課後児童支援員認定資格研修の受講に必要なとされる実務経験については、平成30年度中に結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- ・ 認定資格研修の受講科目については、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を踏まえ、子育て支援員研修（放課後児童コース）修了者及び児童厚生員研修修了者について重複する科目を一部免除することについて検討し、平成30年度中に結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成31年度までに必要な措置を講ずる。
- ・ 認定資格研修の経過措置については、当該研修の受講状況を踏まえ、経過措置期間終了後も継続した放課後児童クラブの実施体制が維持されることを念頭に、今後経過措置期間をどのように扱うかを含め検討を行い、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

社会保障審議会児童部会「放課後児童対策に関する専門委員会」

1. 設置の趣旨

放課後児童クラブについては、女性就業率の上昇に伴い利用児童数が増加の一途にある中、量の拡充に加え、質の確保などのニーズへの対応等が課題となっている。こうした状況を踏まえ、今後の放課後児童クラブのあり方を含め、放課後児童対策について検討するため、社会保障審議会児童部会に「放課後児童対策に関する専門委員会」(以下「専門委員会」という。)を設置する。

2. 構成等

- (1) 専門委員会委員は別紙参照のこと。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。
- (3) 専門委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (4) 専門委員会の庶務は、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課において処理する。

3. 主な検討事項

- (1) 放課後児童対策について
- (2) その他

4. その他

- (1) 委員会は原則公開とする。

委員

平成29年12月4日

氏名	所属
安部 芳絵	工学院大学 教育推進機構教職課程科准教授
池本 美香	株式会社日本総合研究所主任研究員
植木 信一	新潟県立大学人間生活学部子ども学科教授
小野さとみ	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会／ わんぱく学童保育クラブ 施設責任者兼放課後児童支援員
○柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部教授
金藤 ふゆ子	文教大学人間科学部人間学科教授
清水 将之	淑徳大学短期大学部こども学科准教授
中川 一良	京都市北白川児童館館長
野中 賢治	一般財団法人児童健全育成推進財団企画調査室長
山田 和江	学童クラブ「清明っ子」代表兼放課後児童支援員

(敬称略、五十音順)

※地方三団体から紹介いただいた委員については、現在、委嘱手続き中(平成30年2月8日開催の第5回専門委員会においては、オブザーバーとして参加)

【紹介いただいた委員】黒柳静岡県子ども未来課長、清水三鷹市児童青少年課長、田中聖籠町子ども教育課長

「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」を受けての今後の議論の進め方

主な論点

【多様なニーズへの対応】

- 自立を育む多様な体験ができる居場所づくり
- 年齢に着目した(例 4～6年生(高学年))取組の必要性
- 「家庭的学童」等

【放課後児童クラブの充実】

- 放課後子供教室、児童館等との連携方策の検討
(= 子どもの「生活の場」としての充実方策の検討)
- 障害児等の多様な子どもの受け入れ体制
- 現行クラブの設置促進及び支援員の確保・定着策の検討
(= 支援員の養成促進策、処遇改善策、地域人材の活用策等の検討
= 参酌基準化による地域の実情等を踏まえた対策等の促進 ※)

※に関する論点は、平成29年12月26日閣議決定に基づき「地方分権の議論の場」で検討。
その他の論点についても基準化の是非及び基準化する場合のあり方は、適宜「地方分権の議論の場」で検討。

論点の構成

- 1 総論
- 2 量的拡充
▶女性の就業率の高まりや働き方の多様化、保育の受け皿整備が進む中、学童期の放課後の受け皿をどのように増やしていくか。
- 3 類型
▶放課後の児童の受け皿について、現行の放課後児童クラブや放課後子供教室以外の居場所づくりが必要か。
- 4 質の確保
▶子どもの自立（社会性）や様々な体験を提供するための体制（対応）をどのようにするか。現行の放課後児童クラブの体制で十分か。3の居場所の形態（類型）の体制をどのようにするか。放課後児童クラブの質とは何か。質は、どのように担保し測れば良いか。
- 5 その他

検討の方向性

- ①「放課後児童対策のあり方」については、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの最善の利益を保障すること及び子どもが自己の意見を表明する権利などの主体であることが前提であり、その上で児童健全育成の概念及び現行制度(事業)の見直すべき点があるかについて検討すべきである。
- ②子どもたちの育ちの視点から、子どもが生きる力を身につけることが重要であるが、現行制度(事業)で足りないものはあるか検討していく必要がある。
- ③子どもの育ちの観点から、子どもの居場所をどう位置付けていくべきか、多様な運営主体、企業、地域での活動、塾等も含めた全体的な視点を持って検討していく必要がある。
- ④地域共生社会の実現に向けて、学校、放課後児童クラブ、地域との関係をどのように構築していくか検討していく必要がある(幼稚園、保育所等の活用、省庁間の連携による公用財産等(公園、道路等)の活用、地域学校協働本部の活用等)。
- ⑤子どもたち一人一人にとって、居心地のよい空間や安心・安全な居場所を確保するとの視点で検討していく必要がある。

2 量的拡充

▶女性の就業率の高まりや働き方の多様化、保育の受け皿整備が進む中、学童期の放課後の受け皿をどのように増やしていくか。

検討の方向性

- ①「放課後児童対策のあり方」等を踏まえて、今後の放課後児童クラブのニーズを的確に見込んでいく必要がある。
- ②子どもの放課後での過ごし方全般と放課後児童クラブとの関わりをどうするか、放課後児童クラブの役割と担うべき範囲について明確化する必要がある。
- ③学校との更なる連携方法について、これまでの実施状況(余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室等の活用状況、特別教室や校庭等学校施設の利用(開放)状況等)を踏まえて検討する必要がある。
- ④放課後児童クラブは、子どもの「生活の場」であり「生活の保障」をしていくという視点から放課後児童クラブと放課後子供教室がどのように連携していくべきか検討する必要がある。

3 類型

▶放課後の児童の受け皿について、現行の放課後児童クラブや放課後子供教室以外の居場所づくりが必要か。

検討の方向性

- ①放課後という時間や場所については、学校と同じように子どもたちの生活を組み立てていくのではなく、多様な過ごし方、生活のあり方を保障するため、どのような環境設定にしていくのか、どのような人材を確保すべきか検討する必要がある。
- ②子どもの権利擁護の観点から、放課後児童クラブ、放課後子供教室、その他の子どもの居場所において、どのような体制（職員配置、職員資格、設備、面積、利用定員等）とすることが適切か検討する必要がある。
- ③子どもの放課後の活動場所は、学校以外の地域の様々な場所でも可能であり、放課後児童クラブに類似する形態として、保育（支援）者の家庭で少人数の子どもが過ごす小規模な放課後児童クラブ（家庭的学童）という仕組みを導入した場合、どのような体制（職員配置、職員資格、設備、面積、利用定員等）により行うべきか検討する必要がある。
- ④高学年児童が利用する居場所としては、どのような形態が求められるのか検討する必要がある。
- ⑤複合施設（高齢者施設と放課後児童クラブの合築等）や企業の活用（事業所内に放課後児童クラブを設置等）を考えた場合、どのような体制（職員配置、職員資格、設備、面積、利用定員等）により行うべきか検討する必要がある。
- ⑥放課後の子どもの生活を保障している諸施策（放課後児童クラブ、放課後子供教室、児童厚生施設、プレーパーク等）と連携する際の体制（職員配置等）について検討する必要がある。
- ⑦放課後児童クラブの活動について、子ども、保護者、地域が連携していく仕組みとは、具体的にどのようなものか検討する必要がある。
- ⑧公園、道路、児童遊園などを放課後の子どもの居場所（遊び場）として活用する場合のメリットや留意すべき点について検討する必要がある。

4 質の確保

▶子どもの自立（社会性）や様々な体験を提供するための体制（対応）をどのようにするか。現行の放課後児童クラブの体制で十分か。3の居場所の形態（類型）の体制をどのようにするか。放課後児童クラブの質とは何か。質は、どのように担保し測れば良いか。

検討の方向性

- ①放課後児童クラブは、子どもにとって居心地がよく過ごしやすい場所、主体的に過ごせる場所であることが必要である。具体的に、どのような環境づくりを進めるべきか検討する必要がある。
- ②子ども自身に責任を持たせて、子どもが持つ安全に関する注意力や危険を回避する力を信頼して、子ども自身の活動に過度に制限が入らないよう配慮することが必要であり、子どもが自ら危険を回避できるようにしていくためには、どのように放課後児童クラブを運営していくべき(どのように子どもと関わっていくべき)か、検討する必要がある。
- ③放課後児童クラブの質の確保を図るためには、
 - (i)人的面では、職員の複数配置をするための人材確保等をどのようにしていけばよいか
 - (ii)物的面では、学校、児童館、公園等の多様な場所の確保をするためには何が必要か
 - (iii)ソフト面では、多様な体験や異年齢の交流、学習を組み合わせたプログラムを考える上で何が必要か検討する必要がある。
- ④放課後の子どもの生活を保障する観点から、プレイワークの専門性(特に小学校低学年における遊びの意義の理解、実践等)、保護者支援の専門性、ソーシャルワークの専門性が、放課後児童支援員に求められるが、こうした専門性を培うためには、どのような方法があるか、検討する必要がある。
- ⑥放課後児童クラブにおける障害児や子どもの受入れ増により、放課後児童支援員の対応が追いつかないという現状があり、放課後児童クラブを巡回して放課後児童支援員を支援するスーパーバイザー的な職員を配置する必要がある。スーパーバイザー的な職員に求められる資格や資質、支援者を支援する仕組みについて、検討する必要がある。

検討の方向性

- ⑦職員のスキルアップを図るための資質向上研修のあり方(研修体系の整理等)、研修内容の充実(リスクマネジメント、外国籍の子どもの配慮、インターネットトラブルなど)について、検討する必要がある。
- ⑨教員免許更新講習のように、一定期間が過ぎたら講習を受ける制度を参考として、認定資格研修受講後の講習受講制度(資格更新等)導入の必要性について、検討する必要がある。
- ⑩現行の認定資格研修の受講者は現職の支援員が多くを占めており、今後、益々放課後児童クラブの需要が増大する中で、大学を卒業後、放課後児童クラブに就職する者などの新たな人材を確保していくために、放課後児童支援員の養成方策(大学の養成課程で資格取得を可能とする指定制の導入等)について、検討する必要がある。
- ⑪放課後児童クラブの人材の確保・定着化を図っていくために、放課後児童支援員の業務形態や処遇面(給与)について、検討する必要がある。
- ⑫第三者評価、自己評価の仕組みをどのように作っていくべきか、評価項目等をどのように考えるか、検討する必要がある。
- ⑬イギリスでは、評価の結果が全てインターネットで情報公開されており、放課後児童クラブの評価を行った場合についても、同様に情報公開を行っていくことが重要であるため、運営内容の評価結果等を情報公開していく上で、どのような情報を公開するか、どこが主体となって情報を公開していくべきか(自治体が一括して情報公開をするべきか、各クラブが情報を公開していくべきか)等について、検討する必要がある。

【参考】地方分権の場において検討

- ⑤子どもの安全面、緊急時の対応と人口減少地域等の地域事情の両面から、放課後児童支援員等の配置、施策で工夫すべきことについて、検討する必要がある。
- ⑧認定児童厚生員の資格取得研修の科目の中に、放課後児童支援員認定資格研修と重複しているものがある場合を勘案し、認定資格研修の実施内容(科目の一部免除、修了評価等)について、検討する必要がある。

5 その他

検討の方向性

- ①国の基準を満たさない認可外のような放課後児童クラブにおける、子どもの安全性等の問題をどうするか検討する必要がある。
- ②各自治体が決定している放課後児童クラブの利用料を保護者が負担できない(困難な)場合に、放課後児童クラブを利用できるような状況にしていくにはどのようにすべきか、また、他の事業を利用する際の子どもの権利の視点に立った連携方法等について検討する必要がある。
- ③放課後児童対策を議論するに当たっては、放課後児童クラブと関連する施策との整合性(児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設等)を図ることについて検討する必要がある。
- ④諸外国では、保護者が子どもに合わせた労働時間を選択できる制度等がある一方で、日本では労働時間が延びており、その分、放課後児童クラブの開所時間が延びている。保護者の労働時間や働き方との関連をどう整理するか(短時間勤務制度における子どもの対象年齢の延長等)検討する必要がある。